

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 7 日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

単価合意書に係る印紙税の対応について（情報提供）

標記について、下記の通り事務連絡がそれぞれ発出されておりますので、情報提供いたします。別添をご参照下さい。

なお、国土交通省と平成 22 年度以降の発注工事（総価契約単価合意方式対象工事）において契約を締結した皆様に対しては、平成 27 年 5 月 1 日以降、順次、各地方整備局等より、個別の受注リストと合わせて直接ご案内をお送りしております。

記

- ① 単価合意書に係る印紙税の対応について
(平成 27 年 3 月 27 日大臣官房地方課課長補佐等より各地方整備局総務部契約課長等あて事務連絡)
- ② 単価合意書に係る印紙税の対応について（その 2）
(平成 27 年 5 月 1 日大臣官房地方課課長補佐等より各地方整備局総務部契約課長等あて事務連絡)

以上

事務連絡
平成27年3月27日

各地方整備局 総務部契約課長 殿
 企画部技術管理課長 殿
北海道開発局
事業振興部 工事管理課長補佐 殿

大臣官房 地方課 課長補佐
大臣官房 技術調査課 事業評価・保全企画官
北海道局 予算課 課長補佐

単価合意書に係る印紙税の対応について

工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成23年9月14日付け国地契第30号、国官技第183号、国北予第20号）に基づき、総価契約単価合意方式を実施しているところであるが、当該方式を実施する際、発注者及び受注者で請負契約書と別に締結する単価合意書について、受注者が作成した文書には印紙を貼付する必要がある旨、先般、国税庁より指摘を受けたところである。

については、国税庁とも相談のうえ、本件に係る対応を下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本件に関する印紙税の取扱いは別添のとおりであり、追って国税庁のホームページにも掲載される予定である。

記

1. 今後総価契約単価合意方式で契約を締結する工事

本官工事については地方整備局契約課、分任官工事については事務所経理課（経理課が置かれていない事務所にあっては総務課）において、受注者から単価合意書が提出された際、印紙の貼付（1通につき200円）を確認するものとする。なお、印紙が未貼付の場合は、受注者に対し、速やかに貼付するよう求めるものとする。

2. これまでに総価契約単価合意方式で契約を締結した工事

これまでに総価契約単価合意方式で契約を締結した工事の対応については、追って通知する。

総価契約単価合意方式における「単価合意書」の印紙税の取扱いについて

(問)

総価契約単価合意方式は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払代金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施しています。

また、その実施方式としては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」といいます。）を基本としておりますが、分任支出負担行為担当官が発注する契約工事においては、受注者の希望により、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」といいます。）も可能なものとなっています。

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者との間では、「工事請負契約書」（別紙1）と「単価合意書」（別紙2（単価個別合意方式用）又は別紙4（単価包括合意方式用））が締結されることとなります。

このうち、「工事請負契約書」は、印紙税法上、請負に関する契約書（第2号文書）に該当することから、請負金額に応じて収入印紙を貼付していますが、契約当事者間で作成されるもう一方の「単価合意書」の印紙税の取扱いはどのようになりますか。

(注) 別紙2の単価合意書には「単価表」（別紙3）が、別紙4の単価合意書には「工事数量総括表」（別紙5）を添付します。

(答)

単価個別合意方式に係る単価合意書は、印紙税法上、記載金額のない請負に関する契約書（第2号文書）に該当しますので、200円の収入印紙の貼付が必要となります。

また、単価包括合意方式に係る単価合意書は、記載される合意内容により、記載金額のない請負に関する契約書（税額200円）に該当します。

(解説)

1 単価個別合意方式に係る単価合意書について

当該単価合意書は、工事における契約の変更に用いる単価又は金額を定めるために、原契約書（工事請負契約書）で定められた契約金額（請負金額の総額）に係る工事種別ごとの単価又は金額（内訳金額）を記載して契約当事者間で合意した契約書であり、原契約書で定められていない契約内容（請負の内容、単価、取扱数量及び契約金額に密接に関連する事項（内訳金額））を補充するものと認められますから、印紙税法上、請負に関する契約書（第2号文書）に該当します。

また、当該単価合意書には、契約の変更に用いる単価又は金額（内訳金額）の

ほかに当該内訳金額の合計金額（請負金額の総額）も記載されていますが、当該合計金額は、原契約である工事請負契約書の内容から判断してこの文書（単価合意書）によって新たに契約金額を取り決めたものではなく、既に締結されている工事請負契約書の契約金額の内訳である単価又は金額の合計額を示しているに過ぎませんから記載金額には該当しません。

したがって、当該単価合意書は、印紙税法上、記載金額のない請負に関する契約書（第2号文書）に該当し、200円の収入印紙の貼付が必要となります。

2 単価包括合意方式に係る単価合意書について

当該単価合意書は、契約の変更に用いる単価等の考え方について合意したものであり、具体的な単価（数値として具体性を有するもの）を合意したものではありませんので、印紙税法上の請負に関する契約書に係る「単価」を定めたものとは認められません。

しかし、当該単価合意書には、工事数量総括表を別紙として添付することとされており、当該工事数量総括表に記載される内容は、原契約書で定められていない契約内容（請負の内容及び取扱数量）を補充するものと認められますから、当該単価合意書は、記載金額のない請負に関する契約書（税額200円）に該当します。

また、追加工事等により、原契約書の変更契約の締結に伴い、改めて単価合意書を作成する場合には、工事数量総括表の内容（請負内容又は取扱数量）が変更されますので、記載金額のない請負に関する契約書（税額200円）に該当します。

※ 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更（労務単価など単価のみの変更）に伴い、改めて単価合意書を作成する場合には、工事数量総括表の内容に変更はありませんので、課税文書に該当しません（不課税文書）。

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名 ○○○工事
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期
- 4 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 5 契約保証金
- 6 調 停 人
- 7 解体工事に要する費用等
- 8 住宅建設瑕疵担保責任保険

上記の工事について、発注者
と受注者 は、各々の対等
な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負
契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、
別紙の 共同企業体協定書により契約書
記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名
押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名

受 注 者 住 所
氏 名

※ 次ページ以降は、省略

単 価 合 意 書

平成 年 月 日に契約した〇〇〇工事における契約の変更に用いる単価
または金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）について、別添
の単価表のとおり合意する。

以上、単価合意の証として本書 2 通を作成、当事者間記名押印の上、各自 1 通を
保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名

受 注 者 住 所
氏 名

単価表

工事区分・工種・種別・細別	規格	契約 単位	数量	合意単価	金額	摘要
〇〇		式				
〇〇		式				
〇〇		式				
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
〇〇		式				
〇〇		式				
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
直接工事費		式				
共通仮設費		式				
共通仮設費（積上げ分）		式				
〇〇		式				
〇〇		式			〇〇	
イメージアップ（率計上）		式			〇〇	
共通仮設費（率計上）		式			〇〇	
総工事費		式				
現場管理費		式			〇〇	
工事原価		式				
一般管理費等		式			〇〇	
工事価格		式				
消費税相当額		式				
工事費計		式				

単 価 合 意 書

平成 年 月 日に契約した〇〇〇工事における契約の変更に関する単価等の考え方について、下記の通り合意する。

記

- ・ 契約変更等において用いる単価等は、本契約の予定価格に対する請負代金額の比率を乗じたものを変更時の価格の基礎とする。
ただし、別紙に記載のない工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及共通仮設費（積み上げ分）については、変更時の価格を基礎とする。

以上、単価合意の証として本書2通を作成、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所
氏名

受注者 住所
氏名

工事数量総括表

工事名	○○○○○					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						

事務連絡
平成27年5月1日

各地方整備局 総務部契約課長
 企画部技術管理課長
北海道開発局
事業振興部 工事管理課長補佐

大臣官房 地方課 課長補佐
大臣官房 技術調査課 事業評価・保全企画官
北海道局 予算課 課長補佐

単価合意書に係る印紙税の対応について（その2）

総価契約単価合意方式において締結する単価合意書に係る印紙税の対応については、平成27年3月27日付け事務連絡により、今後契約を締結する工事に関する対応を通知したところであるが、これまでに契約を締結した工事に関する対応については、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないよう措置されたい。

記

これまでに契約を締結した工事についても、印紙を貼付していない単価合意書については、受注者は印紙税を納付していない旨の申出を行い（印紙税不納付事実申出書の提出）、過怠税（1通につき220円）の納付が必要となるため、本省等より別紙を受注者に郵送し、速やかに周知を図るものとする。

また、受注者からの問合せについては、本省及び各地方整備局等において対応する。

平成〇年〇月〇日

国土交通省と平成22年度以降の発注工事（総価契約単価合意方式対象工事）において契約を締結した皆様

国土交通省〇〇地方整備局契約課長

謹啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省においては平成22年度発注工事から総価契約単価合意方式を導入しておりますが、当該方式で当省と請負者が締結する単価合意書には、印紙を貼付（1通につき200円）する必要がある旨、先般、国土交通省本省と国税庁との間で確認されたところです。

従いまして、今後、当省と当該方式により契約を締結する場合は、単価合意書にも印紙を貼付するようお願いいたします。

また、当省と過去に契約した案件のうち、印紙を貼付していない単価合意書につきましては、作成の日から5年間は、別添の不納付事実申出書により印紙税を納付していない旨の申出を行い、印紙税（過怠税として1通につき合計220円）の納付が必要となります（申出を行わずに、後日、税務当局に指摘された場合は、1通につき600円の過怠税の納付が必要になることもあります。）ので、単価合意書に記載した貴社の事務所等の所在地を管轄する税務署又は貴社の本店所在地を管轄する税務署にお申し出ください。（その他詳細につきましては、別添をご参照いただき、ご不明の点がありましたら、お近くの税務署にご相談ください。）

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬 具

本件に関するお問合せにつきましては、別紙の問合せ先までご連絡ください。

総価契約単価合意方式における「単価合意書」の印紙税の取扱いについて

(問)

総価契約単価合意方式は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払代金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施しています。

また、その実施方式としては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」といいます。）を基本としておりますが、分任支出負担行為担当官が発注する契約工事においては、受注者の希望により、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」といいます。）も可能なものとなっています。

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者との間では、「工事請負契約書」（別紙1）と「単価合意書」（別紙2（単価個別合意方式用）又は別紙4（単価包括合意方式用））が締結されることとなります。

このうち、「工事請負契約書」は、印紙税法上、請負に関する契約書（第2号文書）に該当することから、請負金額に応じて収入印紙を貼付していますが、契約当事者間で作成されるもう一方の「単価合意書」の印紙税の取扱いはどのようになりますか。

(注) 別紙2の単価合意書には「単価表」（別紙3）が、別紙4の単価合意書には「工事数量総括表」（別紙5）を添付します。

(答)

単価個別合意方式に係る単価合意書は、印紙税法上、記載金額のない請負に関する契約書（第2号文書）に該当しますので、200円の収入印紙の貼付が必要となります。

また、単価包括合意方式に係る単価合意書は、記載される合意内容により、記載金額のない請負に関する契約書（税額200円）に該当します。

(解説)

1 単価個別合意方式に係る単価合意書について

当該単価合意書は、工事における契約の変更に用いる単価又は金額を定めるために、原契約書（工事請負契約書）で定められた契約金額（請負金額の総額）に係る工事種別ごとの単価又は金額（内訳金額）を記載して契約当事者間で合意した契約書であり、原契約書で定められていない契約内容（請負の内容、単価、取扱数量及び契約金額に密接に関連する事項（内訳金額））を補充するものと認められますから、印紙税法上、請負に関する契約書（第2号文書）に該当します。

また、当該単価合意書には、契約の変更に用いる単価又は金額（内訳金額）の

ほかに当該内訳金額の合計金額（請負金額の総額）も記載されていますが、当該合計金額は、原契約である工事請負契約書の内容から判断してこの文書（単価合意書）によって新たに契約金額を取り決めたものではなく、既に締結されている工事請負契約書の契約金額の内訳である単価又は金額の合計額を示しているに過ぎませんから記載金額には該当しません。

したがって、当該単価合意書は、印紙税法上、記載金額のない請負に関する契約書（第2号文書）に該当し、200円の収入印紙の貼付が必要となります。

2 単価包括合意方式に係る単価合意書について

当該単価合意書は、契約の変更に用いる単価等の考え方について合意したものであり、具体的な単価（数値として具体性を有するもの）を合意したものではありませんので、印紙税法上の請負に関する契約書に係る「単価」を定めたものとは認められません。

しかし、当該単価合意書には、工事数量総括表を別紙として添付することとされており、当該工事数量総括表に記載される内容は、原契約書で定められていない契約内容（請負の内容及び取扱数量）を補充するものと認められますから、当該単価合意書は、記載金額のない請負に関する契約書（税額200円）に該当します。

また、追加工事等により、原契約書の変更契約の締結に伴い、改めて単価合意書を作成する場合には、工事数量総括表の内容（請負内容又は取扱数量）が変更されますので、記載金額のない請負に関する契約書（税額200円）に該当します。

※ 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更（労務単価など単価のみの変更）に伴い、改めて単価合意書を作成する場合には、工事数量総括表の内容に変更はありませんので、課税文書に該当しません（不課税文書）。

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名 ○○○工事
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期
- 4 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 5 契約保証金
- 6 調 停 人
- 7 解体工事に要する費用等
- 8 住宅建設瑕疵担保責任保険

上記の工事について、発注者
と受注者 は、各々の対等
な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負
契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、
別紙の 共同企業体協定書により契約書
記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名
押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名

受 注 者 住 所
氏 名

※ 次ページ以降は、省略

単 価 合 意 書

平成 年 月 日に契約した〇〇〇工事における契約の変更に用いる単価
または金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）について、別添
の単価表のとおり合意する。

以上、単価合意の証として本書 2 通を作成、当事者間記名押印の上、各自 1 通を
保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名

受 注 者 住 所
氏 名

単価表

工事区分・工種・種別・細別	規格	契約 単位	数量	合意単価	金額	摘要
〇〇		式				
〇〇		式				
〇〇		式				
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
〇〇		式				
〇〇		式				
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
直接工事費		式				
共通仮設費		式				
共通仮設費（積上げ分）		式				
〇〇		式				
〇〇		式			〇〇	
イメージアップ（率計上）		式			〇〇	
共通仮設費（率計上）		式			〇〇	
総工事費		式				
現場管理費		式			〇〇	
工事原価		式				
一般管理費等		式			〇〇	
工事価格		式				
消費税相当額		式				
工事費計		式				

単 価 合 意 書

平成 年 月 日に契約した〇〇〇工事における契約の変更に関する単価等の考え方について、下記の通り合意する。

記

- ・ 契約変更等において用いる単価等は、本契約の予定価格に対する請負代金額の比率を乗じたものを変更時の価格の基礎とする。
ただし、別紙に記載のない工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及共通仮設費（積み上げ分）については、変更時の価格を基礎とする。

以上、単価合意の証として本書2通を作成、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所
氏名

受注者 住所
氏名

工事数量総括表

工事名	○○○○○					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						
○○						

印 紙 税 不 納 付 事 実 申 出 書 (初 葉)

平成 年 月 日	申(作)出成者者	(住 所)(〒○○○-○○○○) ○○県○○市○○町○○番地 (電話番号○○-○○○○-○○○○)	課作 税成 文場 書所 の	(所在地)
		(氏名又は名称及び代表者氏名) ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○		(名 称)

単価合意書に記載されている貴社の所在地等を記入する。なお、当該所在地等が左記と同じ場合には、「同左」と記入しても差し支えない。

下記のとおり印紙税法第20条第2項の規定による印紙税不納付の事実を申し出ます。

不納付の事実	課 税 文 書		税率又は 税額区分	数 量	作 成 年月(日)	課されるべき 印 紙 税 額	不納付となった 印 紙 税 額	所持者の住所及び 氏 名 又 は 名 称	※ 過 怠 税	順 号
	号 別	課 税 物 件 名								
	2	請負に関する 契約書	200	〇〇	平成〇年〇月 ~ 平成〇年〇月	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	○○県○○市○○町〇丁目〇-〇 ○○地方整備局		
				以	下	余	白			

5年分の申出をする場合、以下の期間に分け、期間ごとに申出書を分けて作成する。

- ・本会計年度分
- ・前会計年度分
- ・前々会計年度以前分

(例) 以下の計6通の不納付文書について平成27年5月25日に申出を行う場合

- 平成22年 9月30日作成分 1通
- 平成23年 3月31日作成分 1通
- 平成24年 9月28日作成分 1通
- 平成25年 3月25日作成分 1通
- 平成26年 9月30日作成分 1通
- 平成27年 2月25日作成分 1通

- ・平成27年4月~(本会計年度分) 数量0 作成不要
- ・平成26年4月~平成27年3月(前会計年度分) 数量2 } 年度区分ごと
- ・平成22年9月~平成25年3月(前々会計年度以前分) 数量4 } に作成する

(注) 1 課税文書の作成年月日の属する年度区分ごと(本会計年度分、前
2 不納付に係る課税文書の所持者が明らかでない場合には、「所持
3 不納付に係る課税文書又はその写し若しくはひな型を添付して
4 不納付の事実の末尾に「数量」、「課されるべき印紙税額」及び
5 不納付となった理由欄は、該当する理由(複数ある場合は、主
6 ※印欄には記載しないでください。

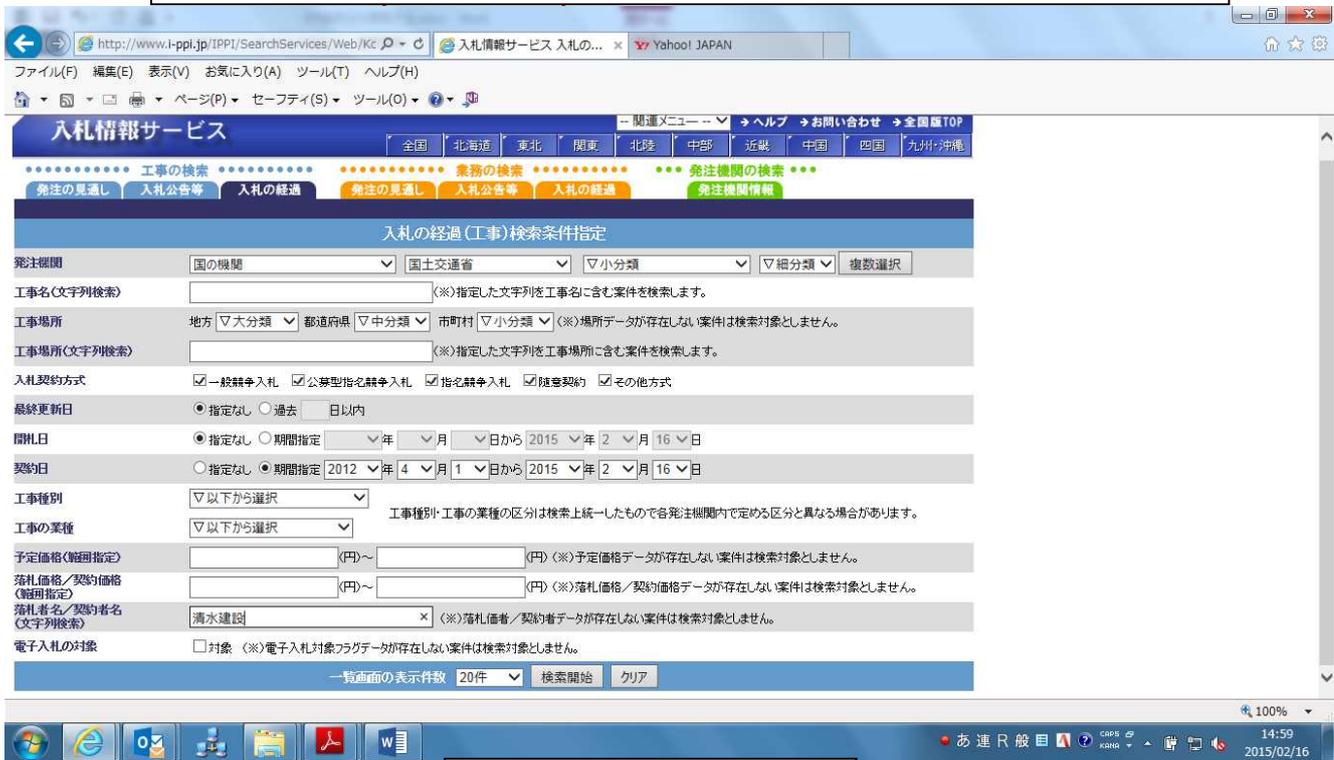
本件に関する問合せ先

(※ お問合せの際は、会社名と「単価合意書の印紙税に係る問合せ」の旨をお伝えください。)

機 関	電話番号
大臣官房地方課 公共工事契約指導室	03-5253-8111 (内線 21953, 21954, 21963)
東北地方整備局契約課	022-225-2171 (内線 2514, 2526)
関東地方整備局契約課	048-601-3151 (内線 2521, 2522)
北陸地方整備局契約課	025-280-8880 (内線 2512, 2526)
中部地方整備局契約課	052-953-8138 (内線 2512, 2521)
近畿地方整備局契約課	06-6942-1141 (内線 2512, 2521)
中国地方整備局契約課	082-221-9231 (内線 2512, 2526)
四国地方整備局契約課	087-851-8061 (内線 2513)
九州地方整備局契約課	092-471-6331 (内線 2526, 2514)

PPI による受注工事の確認方法

JACIC（一般財団法人日本建設情報総合センター）が提供する PPI（入札情報サービス）のページにアクセスします。（<http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>）



上のように検索すると・・・



対象工事のリストが表示されます